

障害者自立支援法が施行されます

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害者施策が大きく変わります。これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が「障害者自立支援法」に基づく新たな制度に変わります。

この法律は、障害者一人ひとりが障害の種別にかかわらず、地域で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。新たな制度のポイントは次の5点です。

- ①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必ずとするサービスを利用できるように、サービスを利用するための仕組みを一元化する

市民活動災害補償保険制度のご案内

市民の皆さんが安心して市民活動(ボランティア活動等の公益活動)に参加できるように、市では市民活動災害補償保険に加入しています。

この保険は、市内に活動の拠点を置く市民及び市民活動団体が、市民活動中に不測の事故にあり、参加者や指導者が負傷したり死亡した場合や、指導者が参加者や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に補償す

し、施設・事業を再編します。②障害のある人々に、身近な市町村が実施主体となり一元的にサービスを提供します。③サービスを利用する人々もサービス量と所得に応じた負担を行うとともに国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うこととなります。④障害者ももっと働ける社会になるよう、働く意欲と能力のある方が企業等で働けるよう支援します。⑤公平なサービス利用のため支給決定の仕組みや基準を透明化、明確化します。

4月以降引き続き福祉サービス、公費負担医療制度を利用する方でまだ届出をされていない方は手続きをお願いします。

問合せ 社会福祉課障害福祉係

るもので、傷害補償と賠償責任補償により構成されています。市民活動中に事故にあわれた場合、保険金の給付の対象となります。

福東会館使用申請方法及び使用料が変更されます

福東会館の使用の申込み方法、使用料等が、福東会館条例の改正にともない、4月1日から変更されます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。協働推進課までお問い合わせください。

社会福祉協議会

戦没者の父母等の皆さんへ 「戦没者の父母等に対する特別給付金」第十六回を号(額面90万円、5年償還記名国債)の請求受付が始まっています。また、第二十一回(額面100万円、5年償還記名国債)の請求受付が平成18年3月31日で終了します。この給付金の対象となるのは、戦没者の父母・祖父母(養父母・養祖父母等)です。戦没者の子・兄弟姉妹は対象とはなりません。

戦没者等の妻の皆さんへ 「戦没者等の妻に対する特別給付金」第二十二回(額面200万円、10年償還記名国債)の請求受付が、平成18年3月31日で終了します。 ※まだ、請求手続きがお済みでない方は、社会福祉課庶務福祉計画担当で手続きをしてください。 問合せ 社会福祉課または東京都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎03・5320・4077

「心の相談」

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気になるについて、精神科医が相談に応じます。 日時 3月23日(木)午後1時～2時30分

詳しくは、市ホームページをご覧ください。協働推進課までお問い合わせください。 福東会館使用申請方法及び使用料が変更されます

詳しくは、市ホームページをご覧ください。協働推進課までお問い合わせください。 福東会館使用申請方法及び使用料が変更されます

介護保険法改正シリーズ②

介護保険制度が平成18年4月から改正となります。今回は要支援1・2の方を対象にした新予防給付、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を対象とした地域支援事業、そして地域包括支援センターについて説明します。

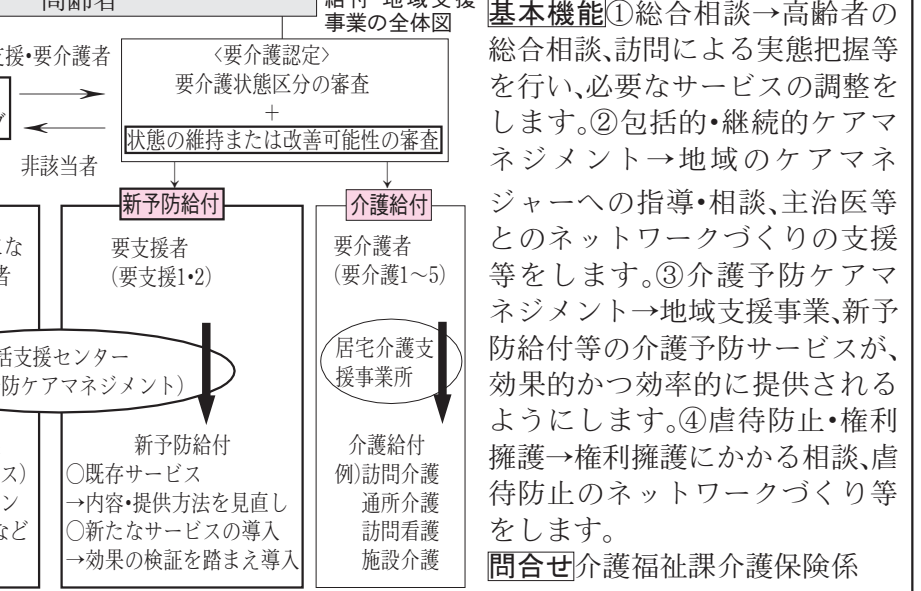
新予防給付について 新予防給付は、「本人のできることはできる限り本人が行う」という介護保険制度の基本理念をより徹底する観点から、今までのサービスを見直したものです。サービスの種類は下表のとおりです。生活機能の維持・向上を積極的にめざす観点から、従来のサービス内容や提供方法が見直されます。また、既存サービス(通所サービスなど)のメニューの一つとして筋力トレーニングや口腔ケア、栄養改善などの新しいメニューも導入されます。新しい介護予防サービス(新予防給付)の対象者は、介護認定審査会によって要支援1および要支援2と判定された方です。これまで要支援の方はケアマネジメントを行うのはケアマネジャーでしたが、今後は地域包括支援センターが行うこととなります。これまで以上に改善可能性をきちんと評価し、本人の意欲を高め、できることを増やしていきます。

Table with 2 columns: 介護予防サービス, 地域密着型介護予防サービス. Rows include various services like 介護予防訪問介護, 介護予防短期入所生活介護, etc.

地域支援事業について

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するために、新しい介護予防サービス(地域支援事業)が始まります。要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を対象に、筋力トレーニング、口腔ケア、栄養改善事業等の介護予防サービスを実施します。

地域包括支援センターが設置されます 4月から地域包括支援センターが介護福祉課に設置されます。在宅介護支援センター加美・武蔵野・南田園と連携を図りながら、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活が継続できるよう支援していきます(福生市社会福祉協議会内の在宅介護総合支援センターは廃止されます)。



問合せ 介護福祉課介護保険係